

2026. 07. 13 開催

## ウェビナー「猛暑でもスポーツを止めないー空調整備・断熱改修で実現する快適性と防災力」

ウェビナー開催中に回答が未了だったご質問への回答です。

ご参考にしていただければ幸いです。

| 1. 文部科学省「学校体育館への空調・断熱整備の補助制度について」へのご質問                                                                            |                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                                       |
| 1-1<br>「脱炭素化推進事業債」は、補助金の裏負担分に活用可能でしょうか。                                                                           | 詳細は所管の総務省にお問合せいただければと思います<br>が、当該事業債は地方単独事業として実施するものが対象<br>とのことです。活用不可能と考えられます。（文科省）                                                                                                                                     |
| 1-2<br>私立学校は対象外ということでしょうか。                                                                                        | 学校施設環境改善交付金事業は公立学校を対象とした事業<br>となります。そのため私立学校は対象外となります。（文<br>科省）                                                                                                                                                          |
| 1-3<br>体育館断熱材を通気（外壁と躯体の間に入る通気層）に置き換える事では補助金対象には当たらないのでしょうか。<br><br>通気層を設けることで十分太陽光の直射熱を防げるし、冬の外気の影響も直接受けにくいと思います。 | ウェビナーにおいてもご説明したとおり、断熱工法について特段の制限は設けておりません。ただし、その工法が断熱遮熱に効果があるとして採用した根拠については各設置者において対外的に説明できる必要があります。一般に通気工法では冬期の断熱性能が悪化することから併せて十分な性能の断熱材を設置する必要がある工法という認識です。設置者が各種計算結果などのエビデンスを踏まえて説明ができる工事を伴う工法であれば、対象になりうると考えます。（文科省） |
| 2. IGES「日本財団事業を通じた技術支援」への質問                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                          |
| 質問                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                                       |
| 2-1<br>自治体が廃止したため、民間が管理している体育館でも大丈夫でしょうか？自治体しか駄目でしょうか？                                                            | 自治体管理の体育館、特に文科省の学校施設環境改善交付金事業の対象となっている公立学校の体育館を主対象としていますので、本事業では対象外となります。（プロジェクト事務局）                                                                                                                                     |
| 2-2<br>学校でない自治体の体育館は支援の対象になるのでしょうか。避難所に指定されていれば対象になるのでしょうか。                                                       | 上述のとおり、本プロジェクトの支援対象外となりますが、自治体管理の避難所となっている体育館については、オンラインアドバイスには対応可能な場合もありますので、プロジェクトの問合せ先までご連絡をいただけますと幸いです。（プロジェクト事務局）                                                                                                   |